

川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年川崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「保育士（」の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

第21条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第18条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、一時保護施設に置くべき児童指導員の資格要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加え、及び一時保護施設に置くべき保育士の資格要件に地域限定保育士を加えるため、この条例を制定するものである。